

指定居宅介護支援事業所 各位

今治市健康福祉部高齢介護課

「令和年度前期以降の居宅介護支援費の算定に関する特定事業所集中減算の取扱いについて」の掲載について

平素より、本市の福祉行政の推進に格段のご尽力賜り厚くお礼申し上げます。

標題の件につきまして、「令和元年度前期以降の居宅介護支援費の算定に関する特定事業所集中減算の取扱いについて」を掲載しましたので、お知らせします。

HP レイアウト及び通知内容を変更しておりますが、様式・手順等に変更はありません（平成31年度前期（前回）と同じ取扱い）。なお、具体的な変更点は、以下のとおりです。

記

令和元年8月における変更点

- （1）「居宅介護支援費の算定に関する特定事業所集中減算の取扱いについて」の記載を、判定期間ごとから、令和元年度以降にも対応したものとしました。
- （2）判定期間及び減算適用期間の呼称（前期・後期）について、減算適用期間を基準としたものから、国の基準に準じたものに変更しました。

【旧】 **令和〇年度前期**

判定期間：9月1日から翌年2月末日

減算適用期間：4月1日から同年9月30日

令和〇年度後期

判定期間：3月1日から同年8月末日

減算適用期間：10月1日から翌年3月31日

【新】 **令和〇年度前期**

判定期間：3月1日から同年8月末日

減算適用期間：10月1日から翌年3月31日

令和〇年度後期

判定期間：9月1日から翌年2月末日

減算適用期間：4月1日から同年9月30日

※今回（判定期間：平成31年3月1日から令和元年8月末日）は「令和元年度前期」となります。前回（平成31年前期）、前々回（平成30年度後期）とは名称（前期・後期）が入れ替わりますのでご注意ください。

- （3）「特定事業所集中減算 Q&A（通常の事業の実施地域を変更する場合の取扱い）」を追加しました。

(その他軽微な変更点)

- ・ 特定事業所集中減算様式集 (チェックシート及び計算シート) 【元号修正】
- ・ (参考様式) 理由書 【元号削除】
- ・ 特定事業所集中減算関係法令等について 【出典を一部修正】

高齢介護課
介護保険係
0898-36-1526